

第八章 第一次外務大臣時代

第一節 桂内閣の成立

明治三十四年・一九〇一年五月、伊藤内閣は財政方針に關して閣僚間に確執を生じ、調和成らずして遂に瓦解し、同内閣に暫く陸軍大臣たりし桂は新たに大命を奉じて六月二日内閣を組織した。首相桂の下に内海、芳川、清浦、平田、會禰は内務、逓信、司法、農商務、大藏にそれぞれ就任し、別に會禰は一時外務大臣を兼ね、前内閣の兄玉陸相、山本海相は共に辞意切であつたが山県西郷二老の勧めで留任となつた。桂はこの二人の留任にて陸海軍の難所は切り抜け得たが、別に財政と外交の当局者の人選には最も考慮を費した。桂は會禰と多年親交あり、かつ會禰の自ら財政上に抱負あるを察し、これを大藏大臣に起用したが、場合によつては桂自身財政上の責任を辞せざるの覚悟を有していた。外務大臣にいたつては、小村は桂の胸中初から当然その候補者であつた。或は曰う、桂は初め前伊藤内閣の外相加藤を留任せしめんと試みたりしも、加藤の肯ぜざるを視、即ち小村に外相の印綬を托することに決し、その承諾を北京に求めたのだと。又或は曰ふ、桂の加藤に留任を求めたのは、実は伊藤に對する一応の義理合に過ぎなかつたので、意中の人としては初めより小村に囑したのであると。けれども小村は当時北京にあつて日々使臣會議に臨み、北清事件の善後折衝中であつたので、桂は會禰蔵相をして一時外相を兼摂させた。しかも桂の小村を俟つこと切であつたこ

こは桂が六月十一日を以て北京の小村に送つた左の書簡に見るべきである。

『上略 扱過般小官内閣官班たるべきの大命を奉じ、不敏恐懼に堪へず候へ共、現今の政局に鑑み挺身報効を図るの外無之時機と存候に付、謹て奉命仕候。其際貴官を外務大臣に内奏致し、御聰許被為在候處、貴官御折衝の半途俄然召還を奏請するは事局に不_レ理_レ妙_レならずと存候間、會禰蔵相臨時兼任の儀奏請致候次第に有之候。乍去全局の終結は前途尙付るべからざる儀にて有之、事局大体帰向相定り候上は可成速かに御歸朝相成、外相として御尽卒に預り度切望罷在候次第に御座候間、右御領知被成下度、且御歸朝之時期御見込至急預御垂示度待望仕候（下略）。』

桂内閣は首相桂自身武弁出身の比較的後進者で、かつ閣僚には一人の元老をも加えず、兄玉、山本、清浦、芳川の四者を除けば、余は悉く台閣の閱歷なき後輩のみであつたから、世人はこれを第二流内閣として輕視し、殊にこの閣僚は、山本海相以下は概ね山県系の人物で、貴族院との縁故は何程か認め得たけれども、衆議院に於ける立場は殆んど皆無であつたから、世人多くはその将来に對し殆んど期待をかけず、寧ろその極めて短命を予想するの風であつた。ただそれ局外からはその前途について祝福せられず、悔蔑、冷笑、嘲罵をもつて迎えられただけ、却つて閣僚一同桂を中心として一致協力、不言の間に経綸を實行するの決心に於ては従前の内閣に優るとも劣らないものがあつた。

唯重要外交問題等に關しては、内閣諸大臣及元老が会同する元老會議に附して措弁し、尙事の性質に鑑みて之を御前會議（内閣關係大臣及元老宮中に会同し天皇の臨御を仰ぎ之を為す）の評議に待ち聖裁を仰ぐという順序に従うことに内閣及元老間の申合せが内定して居つた。（伯爵山本権兵衛伝）

此の点にては桂内閣が綴帳内閣の稱を受けたのも故なしとしないのである。

桂内閣は為すべき幾多の大事業を眼前に控えた。前伊藤内閣の瓦解の原因であつた財政上の難関は別問題として措き、外交上に於ては北清事變の善後は未だその局を結ばず、北京に於て列国使臣はいずれもその完結を急がざるにあらざるも、各国互に利益を争ひ、その権利を強要し、使臣會議の進行はために遅延し、殊に露国はこの事案を利用して滿洲併呑の欲望を遂げようとし、進んでは羽翼を韓国に伸ばし、その独立を侵害しようとする状態であつた。故に新内閣は先ずもつて北清事件の善後措置を完結し、滿洲問題の解決に力を尽し、併せて我が国の外交に一大転機を作り、これによつて我國を孤立の危険より脱せしめ、その対外方針を確固不拔の地位に据えようとする抱負を抱いた。

桂は政治家として英邁の資を有せしこと論なきが、その最も長ずる所は元老の調和、政党の操縦にあつて、外交の画策運用に至つては別にその信任する有為の材に俟たざるを得ない立場にあり、そして小村に於てその唯一無二の良材を見出したのである。桂内閣の下に新たに外相に迎えられたる小村は、一、二人からは同内閣の短命を予想してなお暫く陰忍自重するの得策なることを勧説されたが、他人が来りて外交の枢機を攪き紊すことを恐れ、奮つて入閣を受諾するに決し、桂に対しては「仕事の済んだ後は批評は他の為すところに委すべきも、仕事に着手する時には他より種々意見出るとしても、事外交に関するものはこれを外務大臣に任して貰いたい」との意を通じ、桂は欣然これを諾したので、小村は桂の懇篤なる依恃に応え、北清事件會議の善後策が一段落つくのを俟ち、同年九月九日北京を發し、大沽から千歲艦に搭乗し、芝罘仁川を経て鎮海灣及び馬山浦附近を詳細に視察した。小村が程なく馬山浦に於ける露国の侵略的經營を先手を打つて粉碎し、我が国防の安固を全うするを得たのは、その際の实地視察の一成果である。かくて彼は同月十九日横須賀に着し、同日東京、翌二十一日外務大臣に任ぜられた。時に齡四十七。

顧みれば明治元年創めて外国官知事を置き、伊達宗城これに任じ、二年外務省の設置と共に沢宣嘉は初代の外務卿となり、岩倉、副島、寺島、井上等相次ぐ間に十八年の内閣新官制を見、爾來井上、大隈、青木、榎本、陸奥、西園寺大隈、西、大隈、青木、加藤等の先任者を経、小村は今新たに外務大臣の印綬を帯びるに至つた。これは具眼の先輩及び僚友よりは夙に予期せられたところであつたが、小村寿太郎の名は當時未だ全く世に知られず、よしんば二十七年の北京引揚げ、二十九年の京城善後、三十四年の北清事件折衝により、小村の名は清韓に於ける外交団及び在留内外國人の間には、早く周知せられるに至つたとするも、彼は由來藩閥、財閥の後援あるにあらず、政党の立脚地あるにあらず、民間に郎党配下を有するにあらず、新聞雜誌の月旦記者の御機嫌を取りしにあらず、随つて内地にあつては、小村の外交上の異材たることを識認したるものとは當時未だ幾許もなかつた。であるから小村を識れるものも、小村が大臣になつたかとして驚き、識らざるものは小村なる人が外務大臣になつたと聞いて大いに驚き、その驚きは桂の總理大臣となれるに對すると殆んど軒輊なく、或はそれ以上であつた。多年霞ヶ関の諸高官を熟知し、人間のある一角を視るに自然長ずる社会にありて後れを取らざる田中家の女將の如きも、「アノ小村さんが大臣にお成り遊ばす方とは、よもや思いませんでした」という風に驚いたものである。小村が四十七歳で大臣になつたのは、これを加藤(高明)が明治三十三年に四十一歳をもつて外相となつたのに比すれば六歳の長であつたが、その前後を通じ四十七歳の外務大臣は内閣制創設以後の外務省史に於て小村と明治四十四年の内田(康哉)以外には、その類を見なかつた。加藤が初めて外務大臣となつた時、小村は「加藤が大臣の先駆者となつたのは甚だ愉快だ。今まで外務大臣といえは古顔でなければいけないようにいわれ来たのだから」と喜んだが、自身大臣になつても特に有難いという表情もしなかつ

た。小村の十年前の不遇を知っているものは、その大臣就任を見て挙げて祝賀した。小村の大臣親任式ありて後数日、馱肥出身者数十名は小村を赤坂の旧藩主伊東邸に請じて祝賀の宴を催した。小村は席上祝賀の挨拶に対する答辭に於て格別祝詞を深く感謝するの意を述べず、ただ「今日は未だもつて私の地位、事業、人格等を評価すべき場合ではありませぬ。私はそれを何人にも許しませぬ。今日これを評価するなどは、時機が早過ぎます。私の苦勞はこれからであります。これ迄のところはほんの準備時代に過ぎませぬ」と答え、満坐肅然、一種の感に打たれた。

されど小村の外相就任祝賀に付て面白い話がある。小村の旧僚等は一日相議し、彼に祝宴の開催を迫つた。小村は笑つてこれを快諾はしたが、一向に実行しない。原敬竊に浅田徳則に謀り、小村の名に於て某日を期して十数名の膳部を一旗亭に命じ、同時に小村及び旧僚輩に交名で鄭重な案内状を出した。指定の日時にも小村も余の連中もまた出席した。原は徐に起ち、自ら総代と称し、過日小村に開宴を要求した次第を述べ、本夕は小村の友愛の至情に出でた招宴である旨を披露した。衆は手を拍つて笑ひ小村も啞然肩を揺つて笑ひ、一坐交々原に肝煎の勞を謝し、主客遂に徹宵飲を尽したという話である。

小村は外相として差当り北清事變の善後を完うし、併せて既往おぼろ氣に懸案となり來たつた日英同盟を具体的に組み立て、さらに滿洲問題の解決に全力を注ぐべき大業を目標の間に捉えた。日英同盟、滿洲問題のことは別章に譲る。ただこの際一言すべきは、国民同盟会の主腦近衛の小村に対する深大の信頼である。国民同盟会は近衛を中心とし、鳥尾、佐佐木（高美）、杉浦、佐藤（正）、国友（重章）、根津（二）、頭山、柴、長谷部、長岡（護美）、佐々、大石、犬養等前後これに参加し、清国保全を標榜して大いに天下に呼号し、当局者を督励して滿洲問題解決の運動に

頗る努めたが、小村の外相となるに及び、近衛は小村の政策手腕共に倚信するに足るとし、小村が当局にある以上もはや運動の要はないと同志に説き、殊に三十五年二月日英同盟成り、次で同年四月露清兩國間に滿洲撤兵協約の調印を見るや、近衛は支那保全主義がもはや実行期に入つたと喜び、同盟会の業ここに一段落を告げたりとして程なくこれを解散し、小村のために慰勞会を開いてその尽力に対する感謝を表したのは、流石に一隻眼を有したものである。

新外相の大業は次節以下序を追記することとし、ここには小村が北清事變の善後として就職後迅速に処理し、大いに清国政府の好感を博した天津還附と上海撤兵の二問題を略叙し、次に小村の外相就職後程なく、国政全般に亘る平素の蘊蓄を漸次実現せしめんがために立案した十年計画意見のことを記するに止める。

北清事變の勃発当時、聯合軍の天津占領に伴うて設置せられた天津都統衙門すなわち仮行政庁は、その後も依然存続せられたが、北清の事態は平靜に歸し、宮廷の北京帰還も近きにあるという時、我が政府はもはやこれを存続して置くの要はないと認め、好機會に於て天津還附の議を關係列國に提起することにしていた。恰も三十四年末に新任直隸總督袁世凱は天津民政庁に代表者を有する日、英、独、仏、露、伊の六国公使に右還附を要請した。当時多数公使の意向は、これに對し未だ確答を与うるの時機にあらずとるに傾き、独り還附を主張したのは我が内田公使と米国公使とに過ぎなかつた。越えて三十五年の三月、清国政府は公然六国公使に速かに都統衙門を撤して地方行政の權を清國に還附するよう照會して來た。この照會に接したる六国公使は、相議して大体これに同意することに決し、ただその実行に關する重要な條件として、（一）外国軍の全く撤退する迄天津の周圍二里以内に清國軍隊を駐屯せしめざる

こと。(二)天津城壁の再築を禁ずること。(三)現「都統衙門」に於て着手中なる砲臺の破壊を了した後に還附を実行することとし、これについて在天津各国駐屯軍の意見を徴した。各国駐屯軍司令官はその後相評議し、結局清国兵員は一切天津の周囲三十軒内に駐屯せしめざること。天津市街及び都統衙門現管轄区域内に於ける清国巡捕の数を二千五百人に限定すること等二十九カ條に亘る頗る煩苛の條件を答申した。六国公使の多数は大体に於てこれを是認したが、内田公使は事実全然清兵を排除する広大地域に於て二千五百人の巡捕のみで安寧保護を全うするは困難であるとして、その補佐として一千以上の清国兵を備えるの必要を説き、なお直隸總督護衛兵として三百人の支那兵を許可することを提議した。爾来各国公使と司令官との間に意見の往復あつた末、更に公使會議を開きたる際、露国公使は突然自国政府はこの問題をもつて純然たる政治問題と認むること、都統衙門に於ける露国代表者は既に天津を去り、自分もまた本件に關し清国に致すべき一切の照会に参加すべからざる旨の訓令に接したることを宣明し、會議は一頓挫を來したが、小村は英、独、仏、伊諸国政府と協議を遂げ、五国にて天津還附を行うことに定め、なお出来得る限り還附條件の軽減に努力すべきことを内田公使に訓令し、英国政府も寛和のことを我が政府に協議した。かくて七月五日、五国公使は相会して駐兵禁止区域を天津城周囲にあつては二十清里、鉄道沿線には左右二英里と定め、その他原案に比し極めて寛和の條件を決し、八月十五日を還附期日と定め、五国公使より同文公書にてこれを外務部に致し、外務部は全然これを受諾し、程なく天津の授受も済み、年来の懸案であつた本問題は落着した。これは主として我が政府の尽力に基いたもので、袁世凱は小村に対し深厚なる感謝の意を表した。

次は上海撤兵問題である。これより先明治三十四年九月、北清事件最終議定書の調印となつた際、我が政府は揚子江一帯の地が該事変中終始その平和を維持し得たことに鑑み、もはや上海にその軍隊を駐留するの要なきを認めたが、當時未だ時機の熟せざりしものあつたので、直ちに上海撤兵を提議する運びには至らなかつた。翌三十五年八月天津還附完了と共に政府は時機熟せりと見て、速かに上海撤兵を行うことを關係の英独仏三国に提議した。當時仏国は「右撤兵は同時に且完全に行はるべきこと、他日上海にある一国の守備兵を駐屯することある場合には、仏国もまた相當の措置を執るべきを留保すること」の條件を提議し、日英独三国政府これに同意した。が、独国はなおこれ以外に「清国政府及び揚子江沿岸の總督は上海の上流下流を問わず揚子江を制拒する地点の占有を何れの国にも許さざること、かつ揚子江に沿うて經濟上、航海上、軍事上、及び政治上の特權を何れの国にも免許せざること」の條件を要請した。英国は独国の條件をもつて自国を標的に擬するもの、自国の威嚴に關するものとして反対し、結局独国は清国政府と別箇の取極を締結し、これに満足して右條件を撤回する旨を声明した。日英兩國代表者は清国政府に対し、右別箇取極なるものについて質したのに、同政府は何等別箇の取極是れなき旨を断言したが、小村は清国政府に対し「上海撤兵に關し清国が關係国中の何れかと締結し、しかも日本政府の参加しおらざる取極は、その如何なる性質のものたるを問はず、日本政府毫もこれが影響を受くるものにあらず」との意を宣明し、英国もまた同様の宣明をした。かくて我が政府は同地駐屯軍を同年十一月全部撤退せしめ、これに対し清国政府は謝意を表し、英独仏諸国もまた我が態度に倣い、同年末いずれもその兵を同地より引き揚げた。英国政府は次で上海撤兵始末を議院公書として發表したが、この公書は独国政府が本件に關し甚しき術策を弄し、英国の利益範圍とする長江地方に他日活動の地歩を作らんとしたことを詳細暴露し、また日英兩國が終始歩調を一にし、兩國間に隔意なき意見交換を行い、清国政府に

對しても常に同一の態度を執つたことを表明した点に於て、極めて重要なものであつた。倫敦諸新聞はこれにより筆を揃えて独国外交の不公明を攻撃し、英人の独国に對する悪感情は益々増大するに至つたが、これは極東の当年及び爾後の外交経過を究むる上に於て重要な一事歴である。

終りに記するは、小村の國務に關する十年計画意見である。小村の全生涯は外交に始終したけれども、平素の着眼が獨り外交に止まらず、内外政務の上に亘り、その本領は國政全般を負うて立つにあつたことを示している。小村は外相就職後程なく、微恙を得て葉山の桂首相の別墅に静養中、隨行の外務省囑託小村俊三郎に「その内に内治外交に關する予ての意見を閣議に提出してその実現を期するがため十年計画案を草して置こうと思う」といつて意見の要領を口授し起稿させたものが左記の九大綱目である。内政外交といつて、内容の専ら内政事項に係り外交の方針に觸れなかつたのは、その時日英同盟訂立の交渉中で、外交のことは別に具さに廟議に附してあつた關係に因つたのである。この意見書は、小村は暫く時機を見た上で適當の折に閣議に計るといつたのであるが、遂に公然の提出なくして打ち過ぎたようである。しかし小村の當時國政の急務について抱いた意見の梗概はこの意見書の上に窺知するを得ると同時に、これにより如何に小村が夙に内外諸般の政策上に恰く一隻眼を有していたかが解かる。特に對清經營に關する諸般の施設意見は注目し値する。

内政外交に關する十年計画意見

一、財政の基礎を鞏固ならしむべきこと

財力を充實して財政の基礎を確固ならしむべきは國政の大本にして異論を待たざる所なりと雖今や中外の大勢に鑑み列強と角逐

して我が國利國權を進張せんと欲せば從來の消極的退嬰方針を一変して大に積極的進取の態度に出て内に在りては軍備、教育、産業、交通の諸機關を拡張し外に於ては貿易の発達、海外事業の伸長を期するが爲巨額の國帑を投するの覚悟無る可らず故に財政の方針も亦た必ず是を以其目的とし益々財力を充實し、財政の基礎を鞏固ならしめざる可らず現今に在りては税源涸渇し財政困難の憂なきに非ずと雖今後数年の間には關稅、酒稅の増額著大なるべき望あり加ふるに事機の熟するに至らば外債の募集亦た困難ならざるべきにより一部は税額の増収に依り一部は外債の募集に待ち必ずしも増稅の拳に出てずして目下の財政を整理し其余力を挙げて内外の事業を經營し以て對外進取の積極的方針に應ずるの見込無きに非ざるべし只地租の増徴は明治三十六年を以て限りとし同年度以降其復旧を實行するの予定なれども民間經濟の実状は必らずしも之が負担に堪へざるに非らず故に今後の数年間は尙ほ現在の稅率を繼續徵收し將來協定稅率の改正を見其財源を代ゆるを得るに至り之を復旧することゝすべし但し万一事情の許さざる場合には已むを得ず更に税源を別途に求むるの計に出でざる可らず

二、行政機關の統一敏活を図るべきこと

國政の方針を一変し從來内治に踟躕たるの弊を改め大に對外進取の積極的政策に出んと欲せば可及的國內の行政機關を統一整頓し政務の簡捷敏活を図り以て國家の進行に便し法律手續の繁縷なるものゝ如きは宜しく之を省略して無用の心力を内政に虚耗するの損失を防ぐに力めざる可らず現今國內行政機關の組織は中央集權に偏し其權限過大にして組織の繁重なると共に各省に於ける機關の配置其適正を失し彼此の統屬明かならず其地方行政に對しても徒らに中央官衙に屬する特種の機關を多設し地方官に信任するの範圍狭小なるが故に中央、地方との關係亦た繁密なるを得ず其結果國內行政機關の統一整頓を欠き國務の進歩を阻害する少からず之が爲に一面中央行政機關の組織に變革を加へ一面地方官に對する信任の範圍を広くし中央官衙の管理に屬する收稅土不山林砦山諸行政の如き適當なる方法ある者は之を地方官に一任するの制を立て以て中央に於ける政務の簡捷を期すると共に地方の実力を充實し兩々相待ち内政の整頓と國力の増進とを図り全國の力を挙げて専ら之を外部に向はしむるの計に出でざる

可らず其他不急の經費を節し官紀の嚴肅に力め一般官吏を淘汰して其給養を優にし以て能率の増進を期し同時に法律手続の簡易捷快を図り以て実務の進行に便する如きは是亦た行政整理の要着にして必ずしも評述を待たざる所なり

三、陸海軍隊の実力を増大ならしむべきこと

海陸軍備の拡張は国家の進運に伴ふ自然の必要なること論を俟たずと雖列国競争の間に卓立し国利国権の進歩を企図せんが為に新たに對外国是を定め其外交及通商等の諸政策を執行せんとするに当り硬軟宜を制して後顧の憂を絶たんと欲せば更に大に其必要を感じるものあり中に就き陸軍軍備の拡張に就ては既定の計画を完成せるも尙ほ敢て全備の域に達せりと思惟すること能はざるも財政の状態は一時に多大の拡張を客るゝこと能はざる事情あるが故に現在に於ては暫く軍事的活動の実力を増進するに止め必ずしも軍制の変更兵数の増加を以て急務とせざるべし而して一面軍事行政機關の膨脹せるものにして節減し得べき余裕あるものは之を節減し一面兵器、馬匹、食糧等充実の必要あるものは全力を挙げて之を充実し以て兵氣を振作し兵力を精銳にし主として實際の戦闘能力を増進養成するに務む可きなり

四、海軍軍備の拡張

国運の進展に伴ひ外交及通商政策の後援たらしむるが為に海陸軍備拡張の緊要なるは前項既に之を説けり殊に海軍に在りては外交通商政策の活動と国利国権の進展とに對し緊密の關係を有すると共に帝國の極東洋上に於ける位置は近來著大の進歩を致し列国との競争亦随つて激甚を加へたるが故に海軍軍備の拡張は更に一層の急要を加ふるに至れり戰後經營の結果政府は既に二期の拡張を加へたりと雖爾後露國も亦た其東洋艦隊を増進するの企圖を有し今より二年を出でずして東洋に於ける帝國の海軍に匹敵するの艦隊を游弋せしむに至るべし米国の如きも昨年議會通過の議案に依れば數年を期して強力なる大艦隊を東洋に派遣せしむるの計画あり帝國は其政略及位置よりして東洋に最大艦隊を常駐し得べき國家に比し更に優勢なる海軍を擁するの必要あるに列國の形勢既に斯の如しとせば我が海軍に在りても宜く速に更に第三期の拡張の計画を立てざる可らず之が為第一項に略叙せし財

政計画に基き大体一億圓を程度とし海軍軍備の大拡張に従事するの方針を立て以て我國家の急務に應ぜんことを要す

五、教育制度の刷新改良を図るべきこと

國家を挙げて列國の競争場裏に投じ富國強兵の力に依り世界の大勢に對抗せんことを期せば先づ國民教育の本を立てざる可らず比年以来我が政府は主として力を内治の整頓に用ひ諸種の制度は稍完備に庶幾しと雖獨り教育に關する設備に至つては其進歩之に伴はざるの憾無き能はず且つ其の精神も徒に高遠なる學理の研究に篤せ実用的技能の養成に迂なるの跡あるを免かれず是れ激烈なる世界の競争に對する所以の道に非らず近年國民向學心の發達殊に著しきものあるも政府の設備は却つて之に後るゝの事實あり故に速に小學より大學に至るの施設を全くして大に就學の道を開くと共に重きを實業教育に置き對外進取的國家の大方針に伴はしめんことを要す今其手段に關し主要なる点を概舉せば普通教育に對しては正教員の不足を補充するが為尋常及高等師範學校を増設し而して小學及び中學卒業生をして可及的實業教育に就かしむるが為簡易及専門の農商工業學校を増設し殊に重きを工業教育に置き工業立國の目的に副はしめ旁ら清韓諸國に對し技術供給の道を開くに便ならしむべし大學教育に關しては目下の學制に抛れば學生の卒業年限概ね平均二十六歳に及ぶを以て其の年限を短縮し少壯時代の氣力を多量の學問に消磨せしむるの弊を防ぐが為に學制學科を改良し高等學校を廢し中學より直接に大學に進級せしめ遅くも二十三歳にして卒業せしむるに至らしめんことを期し尙ほ大學に於ける教育の精神も実用的人材の養成を主とし以て世運の急需に應ぜしめ深遠なる學科の講究に關しては別に特種の制度を採用し要するに學理の研究は少數の學者に止め之を實地に應用する者の多數ならんことを期す可し

七、諸法典を改正し民情の實際に適合せしむること

現行法典の制定は元來條約改正の必要に應ずるを主とし其編纂の急遽に失し講究の未だ悉さざるものありしのみならず専ら條約國の歡心を買ふに急なりしが爲めに強いて外國の法律習慣に依仿せしめ寧ろ泰西の法理に近きも却て本邦の實際と遠かるを致し大に立法の原旨に悖るものあり其結果法典の規定は本邦の民俗習慣と吻合せず法律上に於ける道德の標準は社會の倫理的觀念と

一致せず是が爲に俚俗の所謂正直者馬鹿を見るの奇観を呈し延いては人心の擾敗を誘致するの跡無きに非らず且つ其条文の繁多にして手続の煩雜なる到底一般人民の通曉に難き所なると共に司法官に判断と活用之余地を存せざるが故に黠者巧みに法網を免れ良民却つて冤害に陥り法律の保護は未だ十分に国民生活の安固を保証すること能はざるの憾あり夫れ社会の風俗を端正にし健全なる国民道徳心を養成するは教育と法律との力表裏相待ちて始めて其功を奏すべきものにして国家富強の源文明進歩の本皆な此に存す政府は宜しく現行の法律を取りて再び改正を加へ欧米の法理に悖らず本邦の實際と背かず参酌宜を得専ら立法の原旨に従ふことを期し殊に其条文と手続とを簡易にし人民の利便と正義者の保護とを全くするに力むべきなり

ハ、交通機関を完備せしむること

国内の運輸交通機関を完全敏活にし氣脉貫通手足靈動の妙あらしむるは内に在りては国富を増益し国防を完密にし外に對しては一国の力を団集して其活動を自在ならしむる所以にして国家富強の策と對外進取の略とに對し至大の關係あり殊に海外航路の擴張に至りては通商貿易の爲に道路開拓の任に當るものなるが故に國家は一日も早く其完成発達を期せざる可らず今主要の点に關し鄙見を陳ぶる左の如し

イ、鐵道事業

本邦鐵道の經營は一部は官設に由り一部は民業に委すと雖民業に在りては數十の会社に分れ割拠の弊多くして統一に便ならず鐵道事業の完全なる発達得て期す可らず或は私設鐵道合同の利益を説くものありと雖其地方的情實は到底合同の実効を収むるに難し故に政府は宜く鐵道事業の発達と統一とを期し且つ中要線路の全通と之が運輸交通の利益とをして全国に普及せしめんが爲に速に私設鐵道を買収して之を国有に移すの計画を立て且つ之を斷行すべし尙ほ本嶋に於ける主要なる幹線と兵略上必要なる線路とは之を広軌鐵道に改築するの必要あり蓋し広軌と狹軌との利害は今まや既に之を論ずるの要なきも特に欧米に在りては鐵道の改良日進月歩の実あるも本邦の鐵道は皆な狹軌制なるが故に欧米の改良を採用して之を実施に應用するに便ならず

るの憾あり且つ広軌の改築は今日に於ては比較的容易なれども之を遷延するに随ひ更に困難を加ふるに至らん

ロ、電信事業

議會開設以來競ふて支線を各地に架設し爲に電信線路の延長を加へたれども政府は幹線の増設を閉却するの傾きありしが爲本末相伴はず重要な線路に於て却つて事業の渋滞を感じるに至れり故に政府は宜く第一に幹線を増設し第二必要の地方には尙ほ支線を延長し以て本末を兼ね全く全国に亘り本事業の統一敏活を図る可し

ハ、電話事業

電話の開設は日尙ほ淺きも人民の利便を感じる淺からざるを以て需用の多きに應ずる能はざるの事實あり本事業は元來収益多くして損失少なき營利事業なるが故に政府は宜しく本分に擴張の方針を立て社会公衆の利益と政府収入の増加とを図るべし

ニ、航海事業

航海事業の発達には国内に在りても鐵道電信と相待ち其奨励擴張を加ふべきや論なし今特に海外貿易の擴張に對し必要なる海外航路を列举すべし

第一、北支那航路 北支那航路の擴張は主として滿洲に於ける露國の鐵道を經濟的に使用するが爲に必要なると共に尙ほ神戸北支那間の航海度数にして確實煩雜なるを得ば現在上海に集中する貨物を直接神戸港に吸収するを得るに至るの見込あり第二、南阿及南米航路 南阿弗利加の喜望峯を廻り其西岸を巡航する航路に對しては從來其東西兩岸の各國植民地に日本品の需要あり又た北亞米利加の桑港より南亞米利加の西岸白露智利諸國を経て其東岸巴西に到るの航路は同じく日本品の需要あるも其運輸事業は皆な米独諸國の船舶に占領され居り殊に南米は移民事業に有望なるの地方なるが故に航路開設の望あり故に此の航路を創設して其利権を回收し貿易の擴張及移民事業の發展に便するの必要あり

第三、本邦よりリヴァプールを経て紐育に至るの航路 從來日米間の貿易は日本より茶生絲を輸出し米國より棉花鐵道材料等

を輸入し各々巨額に上れども其東岸に属する各地方の貨物は皆な大陸鉄道を經る後更に太平洋航路に由るが爲め無益の運賃を支払ひ彼我の損失莫大にして十分に日米兩國貿易の発達を見ること能はず是れ本航路の有望なる所以なり

ホ、築港事業

港湾の設備は海陸の關鍵にして其連絡を全くせざれば内外交通運輸機關の全効を収むること能はず殊に不完全なる我が横浜神戸の現状は海外貿易の発達に關し貨物は無益の費用と時日を費消し其輸出入を妨ぐることに顯著なるの事実あり宜しく先づ必要の港湾を扒ひ漸次其他に及ぼし海陸聯結の設備を完全ならしむるを要す

ハ、海外貿易の発達を期すべきこと

現今欧米の列國に在りては工業製造の発達異常にして従て其生産品に対する消費者を求むるに急なるが爲通商貿易上諸般の機關を整備して海外販路の拡張を図り國家之が後援となり其活動の勢目を刮りて觀るべきものあり退きて本邦に觀るに一般商人の幼稚なると諸般の設備の不整頓なるが爲今日に至るも尙ほ依然として他動的の態度に甘んじ坐商の域に達するに至らざるは遺憾の至りと謂はざる可らず然れども自然の発達を待たば蹙蹙の悔を免かる可らず故に政府は宜く其保護指導の位置に立ち貿易の大本たる工業製造の奨励を力むるは勿論通商貿易に關する各種の機關を整備し商人の知識を増進し大に對外的活動を援助せざる可らず之に關し海外航路の拡張、港湾の設備に就ては交通機關の條に概述せる所あるを以て今特に左の四點を列举すべし

イ、海外貿易の発達に關しては其主要の機關たる領事を活用せざる可らず從來の制度に在りては其権限狭少にして十分に活動の自由を与へざるが故に其の制度を一新し人物を精選して十分に信任の道を開くべし

ロ、製造品の販路を拡張せんと欲せば先づ製造者と消費者との連絡を保ち其需用の傾向を知らざる可らず之に要する相当の方法を講じ適當の機關を設くるに力むべし

ハ、貿易の發達は單に本邦商人の力に依る能はず各其需要國の商人と結托し互に利益共通の道を開かしむるに務む可し

ニ、貿易の發達は有爲の人物に待たざる能はず本邦に於ては外国貿易に當る可き經驗知識氣力を有するの人物に乏し之が爲に清韓を始め欧米諸國の貿易に従事するに足る可き人物を養成すべし

九、海外事業を保護經營すべきこと

今や東洋の局面は列國勢力競争角逐の焼点となり銳意政治的經濟的活動に従事し余勢の激する所國際の禍根を醸成し平和攪亂の危機其間に伏在す政略上帝國の此に處するの道平時に於ては列國競争の機先を制して我が國利國權を扶植し務めて勢力の均衡を維持すると共に利害關係を緊密にし其外交手段に依つて平和担保の基礎を鞏固にし不幸にして一朝事有るに際しては是を以て発言出兵の權利を主張するの把握となし以て自ら東洋大局の保全に任ずるの覚悟無る可らず而して之を商略上より見るも各國の東洋に利權を争ふの道或は國家事業として之に臨み或は個人的勢力として發動す帝國の如き個人の勢力未だ発達せざるの國に在りて若し數年を徒過して自然の發達を待たば恐らくは空しく列國の唾余に甘んじ遺利の拾ふ可き無きに至らんとす是に於て帝國は政略上に於ては固より商略上に在りても東洋方面に於ける諸種の施設は國家事業として之に臨み或は政府親ら事業の經營を試み或は國民を後援にし之が保護奨励に任じ以て我が國利國權を拡張するの途に出でざる可らず今其手段に關し以下の四策を挙げ

甲、京釜鐵道の速成及馬山浦との連絡并該鐵道を延長し義州を経て營口に達せしめ東清鐵道及關外鐵道との聯絡

朝鮮鐵道布設貫通の急務なるは今具論せず京釜鐵道に關し政府が同会社に約束せし所に拠れば其完成は十二年の歲月を要すべし斯の如きは時局の急に應ずる所以に非らず政府既に資本金に対する利子の補給と社債の發行とを許可せり今宜く一步を進めて社債の發行に對し其元利仕払を保保するの策を取りて四、五年を期して之が完成を図るを期すべし

馬山浦と京釜鐵道との連絡並に京城義州間の布設延長に關し朝鮮政府に協議し其布設權を収むるか若くは其の布設に干与するの權利を獲得すべし

京義線を延長して營口に達せしめ關外鐵道東清鐵道とを聯絡する鐵道の布設に關しては清露兩國政府に協議し其實現を期すべし

し是れ大陸鉄道との交通を保ち之を経済的に利用するの道にして馬山浦を以て其終点とし運輸交通の利権を我に収む可し馬山浦の形勢に關しては別紙の調査に之を具せり

乙、南清鉄道即ち福建省福州より江西省南昌を経て湖北省漢口に達する鉄道の布設

列国は清国に於て各自利権の獲得に汲々たるも帝國は未だ一として確実の基礎を有する利権を扶植せず且つ福建省の不割譲に對しても其權利を鞏固ならしむるの施設を有せず故に政府は時期を待ちて清國政府と協議し福建鉄道の布設権を得之を日清の共同事業とするか又は日本政府の指定会社に布設せしむべし且つ該福建鉄道の經濟を補給し更に清國の中原と連絡を通ずるが爲に江西省南昌を経て漢口に延長する線路布設の計画を立つべし蓋し漢口は異日支那大陸中心の大市場たるの望みあり抑此の鐵道事業にして帝國の經營する所とならざれば必ず他國の之に乘する所となるべし故に政府は必ず之を等閑に付し去ることなきを要す

丙、日清人共同事業の奨励

日清共同事業の利益は日本は資本に乏しきも文明的事業の技術並に其計画運用の才に富み清國と反對の状態に在り故に清人の資本を利用して共同事業の經營を力めば彼我共同の利なるべきなり且つ日本は將來清國の市場に在りて米独二國の激烈なる經濟的競争に遭遇するの日あるを予期し置かざる可らず是時に於て日清共同事業の盛起を見るを得ば清國は工業に利し日本は資本の供給と製造品の消費者とを得以て米独二國の競争に當るを得べし故に政府は宜く隨時法を設けて兩國共同事業の盛起を力め其經濟的連絡の効を収むるを期すべし

丁、對清經營に對する機關の創立

清國に於て帝國は政略上商略上各種事業の保護經營に任して列國の利益的競争に對する要と日清共同事業の經濟的連絡の利は既に脱く所の如し之が実行に際しては其必要上資金運用の機關無る可らず抑も清國の市場に在りては資金餘多にして將來之を

吸収して我が對清事業を投資するの望無きに非らずと雖資本の運用に關し未だ清人の信用を博するの機会少なりしが爲に今遽に之を吸収するの運に至り難し現に鐵道鈔山航路工業等に対し有利の企業少なからずと雖概ね反て資本の供給を本邦に仰ぐの景況なるを以て帝國は宜く一の機關銀行を設け当初に在りては本邦より資本を投じて各種の事業を經營し其運用上に於て清人の信用を買ひ以て漸次清人の資本を吸収するの策に出でざる可らず其創立に際しては政府は宜しく相當の奨励保護を与へ以て對清經營日清共同事業の機關となすべきと共に更に一面に在りては本邦の実業家を誘導しシンデケートの組織に由り政府の名義を用ゆる能はざる如き事業の經營に任せしむべきなり

この長文の意見書は陽の目をみなかつたとはいへ、小村の政治的志向を察知する上で充分注目される必要がある。之は少壮桂を新たな代表に選出して漸く後半期に入つた明治政府の施政の代辯と称してもよいものであり、小村が爾後藩閥の寵児たる桂と歩みを一にするのも偶然ではなかつたのである。

第二節 滿洲問題の前半

第一款 露清密約の打破

小村を外相に迎えた桂内閣は、北清事件に對する善後のこと未だ全く落着しない間に、更に重大な滿洲問題の対策を講ぜざるべからざる時運に会した。滿洲問題は實に外務大臣として小村の鉄腕を試みる第一の盤根錯節であつた。そも／＼浦塩港が冬期に於て軍港として効能を欠くため、別に太平洋方面に不凍港を獲、背面地域を固めてこれを己の掌中に置こうとするは、露國の極東政策の根本であつたことは言うを俟たない。露國はこの政策を実行するにつ